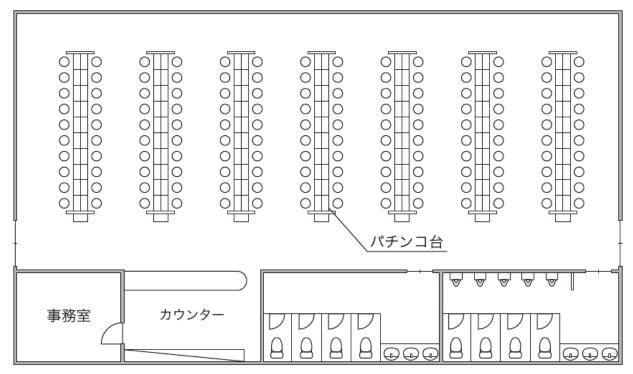
- (2) 政令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物
 - ア 政令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第4-2表に定める方法によること。(第4-4図参照)

第4-2表

区分	算定方法	
	遊 技 場	次に掲げる数を合算して算定する。
		1 従業者の数
		2 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数
		3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合
		は、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席
(2)項		にあっては、当該いす席の正面幅を0.5 mで除して得た数(1未満のはし
		たの数は切り捨てるものとする。)とする。
		次に掲げる数を合算して算定する。
(3)項	その他のもの	1 従業者の数
		2 客席の部分ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数
		(1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の
		数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、
		当該いす席の正面幅を0.5 mで除して得た数(1未満のはしたの数は
		切り捨てるものとする。)とする。
		(2) その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数

- イ 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」については、次による こと。なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数によること。
 - (ア) ボウリング場は、レーンに付属する固定式のいす席の数とする。
 - (イ) ビリヤードは、1台につき2人とする。
 - (ウ) 囲碁、将棋は、1枚につき2人、マージャンは、1台につき4人とする。
 - (エ) パチンコ、スロットマシンは、1台につき1人とする。
 - (オ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分の幅を0.5m で除して得た数とする。
 - (カ) ゲーム機械では、機械を使用して遊べる者の数とする。
 - (キ) アミューズメント施設内に設けるスポーツ施設は、当該スポーツ施設を使用できる者の数とする。
- ウ ボウリング場内にゲームコーナーがある場合は、当該ゲームコーナーのゲーム機械を使用して遊べる者の数を合算して収容人員を算定すること。
- エ キャバレー等のホステスは、「従業者」として取り扱うこと。
- オ 芸者等で派遣の形態がとられているものについては、「従業者」として取り扱わないこと。
- カ「その他の部分」の具体例としては、次に掲げる部分が該当するものであること。
 - (ア) キャバレー、ライブハウス等のステージ部分
 - (イ) ディスコ、ダンスホール等の踊りに供する部分
 - (ウ) ファッションヘルス、ヌードスタジオ等の個室の部分
 - (エ) インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ等のDVD等の陳列の用に供する部分
 - (オ) 待合、料理店、飲食店等の和式の部分
- キ インターネットカフェ、個室ビデオ、テレホンクラブの個室その他これに類する形態の部分で、当該個室に固定式以外のいすが設けられているものについては、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができない固定的に使用されるものは、固定式のいすとみなし、算定すること。

(パチンコの算定方法例)

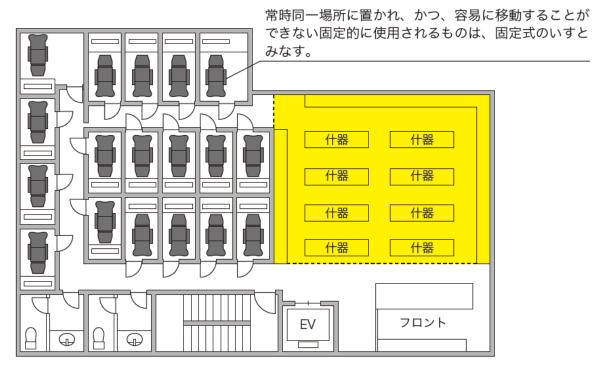


〇従業者の数:10人

〇遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数

: パチンコ台140台→140人 階収容人員: 150人

(個室ビデオの算定方法例)



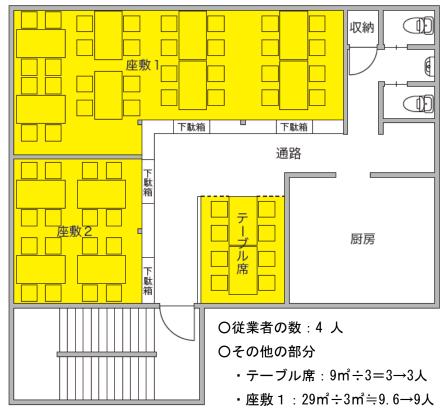
〇従業者の数:2人

○固定式のいす席:18→18人

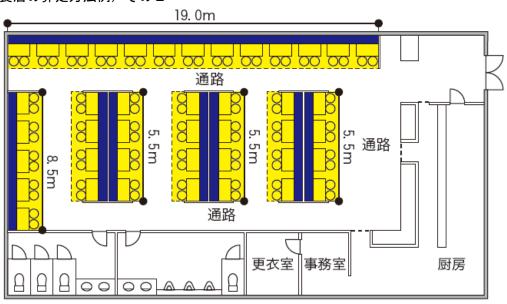
Oその他の部分 44m²÷3m² = 14.6→14人

階収容人員:34人

(飲食店の算定方法例) その1



(飲食店の算定方法例) その2



〇従業者の数:6人

○飲食の用に供する部分

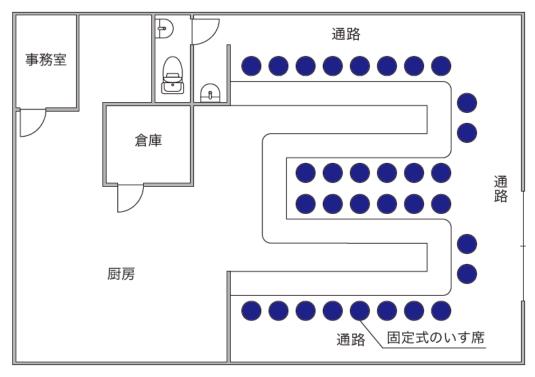
固定式のいす席(長いす)

19. 0m÷0. 5m=38→38人 8. 5m÷0. 5m=17→17人 5. 5m÷0. 5m=11→11人×6=66人 その他の部分 [1]

 $(29m^{2} \div 3m^{2}) + (18m^{2} \div 3m^{2}) + (8m^{2} \div 3m^{2} \times 6カ所)$

9人+6人+2人×6カ所=27人 階収容人員:154人

(飲食店の算定方法例) その3

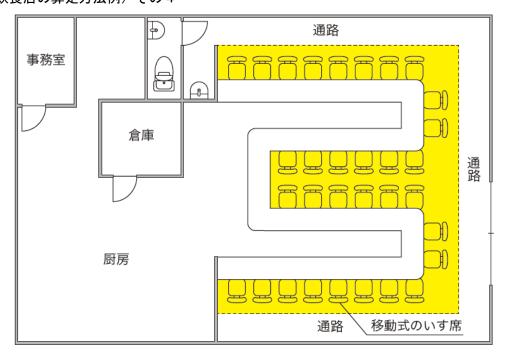


〇従業者の数:3人

○飲食の用に供する部分(固定式のいす席):32席→32人

階収容人員:35人

(飲食店の算定方法例) その4



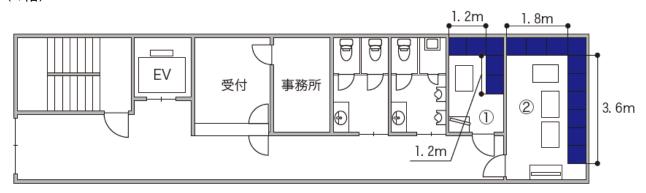
〇従業者の数:3人

○飲食の用に供する部分(その他の部分): 32m²÷3m²≒10.6→10人

階収容人員:13人

(カラオケボックスの算定方法例)

(1階)



〇従業者の数:6人

○その他の部分

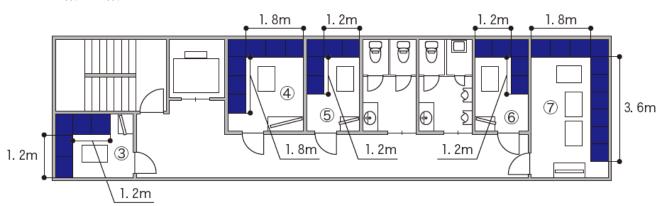
・個室①: 固定式のいす席(長いす)1.2m÷0.5m=2.4→2人×2=4人

・個室②: 固定式のいす席(長いす) 1.8m÷0.5m=3.6→3人

 $3.6m \div 0.5m = 7.2 \rightarrow 7$ 人

3人+7人=10人 1 階収容人員: 20人

(2階~5階)



〇従業者の数:1人

〇その他の部分

・個室③: 固定式のいす席(長いす) 1.2m÷0.5m=2.4→2人×2=4人

・個室④: 固定式のいす席(長いす)1.8m÷0.5m=3.6→3人×2=6人

・個室⑤: 固定式のいす席(長いす) 1.2m÷0.5m=2.4→2人×2=4人

・個室⑥: 固定式のいす席(長いす)1.2m÷0.5m=2.4→2人×2=4人

・個室⑦: 固定式のいす席(長いす)1.8m÷0.5m=3.6→3人

 $3.6m \div 0.5m = 7.2 \rightarrow 7$ 人

3人+7人=10人

階収容人員:29人×4=116人

棟収容人員:136人